

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 沖縄県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.3%
全職員	80.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	106.5%
本庁課長相当職	94.5%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	107.2%
31～35年	93.5%
26～30年	94.9%
21～25年	92.7%
16～20年	89.8%
11～15年	89.3%
6～10年	94.7%
1～5年	98.7%

【説明欄】

扶養手当と住居手当における受給者の男女比を比較すると、扶養手当は男性 83.8%・女性 16.2%、住居手当は男性 72.1%・女性 27.9%となっており、これらの手当の受給者数が男女間の給与の差異の一因になっていると考えられる。

また、時間外手当についても、男性の支給に比べて女性の支給割合が 86.3%であり、こちらも男女の賃金の差異を生じさせる要因になっていると考えられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。